

# 能登産業復興相談センターQ&A

中小企業庁 事業環境部 金融課

2024年10月10日 制定

2024年12月20日 改定

2025年3月31日 改定

## 目次

- Q.1 「能登産業復興相談センター」とはなんですか。……………5
- Q.2 「二重債務問題」とはなんですか。……………5
- Q.3 能登センターと中小企業活性化協議会の関係はどうなっているのですか。……………5
- Q.4 相談内容が外部に知られることはありませんか。……………5
- Q.5 能登センターではどのような支援が受けられるのですか。……………5
- Q.6 復興相談センターではどのような方が相談に応じてくれるのですか。……………6
- Q.7 ワンストップ窓口相談の対象になるのはどのような事業者ですか。……………6
- Q.8 個人事業主もワンストップ窓口相談の対象となりますか。……………6
- Q.9 従来の中小企業活性化協議会では対象とならない法人であっても、ワンストップ窓口相談の対象となりますか。……………6
- Q.10 ワンストップ窓口相談ではどのような支援を受けられるのですか。……………6
- Q.11 ワンストップ窓口まで相談に伺った事実は金融機関には伝わらないのですか。……………6
- Q.12 相談は電話などでもよいのでしょうか。……………7
- Q.13 復興相談センターへの初回の相談時には何が必要ですか。……………7
- Q.14 罹災証明書などは必要ですか。……………7
- Q.15 被災によって、決算書などを紛失してしまったのですが、それでも能登センターの相談や支援を受けられることは可能でしょうか。……………7
- Q.16 債権買取支援業務とはどのようなものですか。……………8
- Q.17 債権買受機関とはなんですか。……………8
- Q.18 債権買取支援を受けられるのは、どのような対象事業者なのですか。……………9
- Q.19 債権買取支援を受けるには「対象地域に事業所を有する」必要がありますが、「対象地域」とはどこですか。また、本社が対象地域外にある場合も対象となるのでしょうか。……………9
- Q.20 能登センターは、金融機関が有する金融債権の買取価格をどのように算定するのですか。……………10
- Q.21 能登センターに相談すれば必ず能登ファンドによる債権買取・新規融資を受けられるのですか。また、能登ファンドに債権を買い取ってもらえば必ず債権を一部カットしてもらえるのですか。……………10

- Q.22 取引先が有する取引債権も能登ファンドに売却しないといけないのですか。あるいは、取引先が希望すれば能登ファンドが債権を買い取ってくれますか。……………10
- Q.23 債権買取支援では、支援にあたっての基準などはあるのでしょうか。……………11
- Q.24 【金融機関の税務】(価格の適正性)債権買取支援により能登ファンドに債権を買い取られた金融機関の税務上の取扱いはどうなりますか。……………11
- Q.25 【対象事業者(法人)の税務】債権買受機関が額面と、事業価値から導かれる債権の客観的価値を一致させる形で債権放棄をした場合、対象事業者(法人)の課税関係はどうなりますか。……………11
- Q.26 復興再生支援とはなんですか。……………12
- Q.27 復興再生支援にかかる対象事業者(法人)及び対象債権者(金融機関等)の課税関係はどうなりますか。……………12

Q.1 「能登産業復興相談センター」とはなんですか。

- A. 能登産業復興相談センター(以下「能登センター」といいます。)は、能登半島地震により被害を受けた中小企業者などの事業再開や事業再生を支援するために設置された公正中立な機関です。常駐する専門家が、二重債務問題への対応(官民ファンドでの債権買取など)の他、事業再生支援、経営課題や資金繰りなどのご相談に対応します。

Q.2 「二重債務問題」とはなんですか。

- A. 能登半島地震の影響により、収益力に比して震災前の既往債務が負担となっていることから、金融機関による新規融資を受けられないために、被災事業者が事業の本格復興ができないことを言います。
- 例えば、「設備などが損壊して新設が必要な場合などにおいて、震災前の借入金の返済負担が大きく、新規融資を受けることが困難となっている場合」や「被災後に融資を受けられたものの、被災前の債務と被災後の債務により収益力と比して債務が過大となり、金利負担や返済負担が重く、今後の事業運営に支障が出るのが想定されるような場合」などが該当します。

Q.3 能登センターと中小企業活性化協議会の関係はどうなっているのですか。

- A. 能登センターは、東日本大震災の際に設置された同名の産業復興相談センター(以下「旧センター」といいます。)を参考にしたものですが、旧センターが中小企業再生支援協議会(その後中小企業活性化協議会に改組)とは別個の組織と位置付けられたのと異なり、中小企業活性化協議会内の一部門として位置付けられています。

Q.4 相談内容が外部に知られることはありませんか。

- A. 対応する専門家は守秘義務を負っており、事業者のプライバシーはもちろん、企業の機密情報やノウハウなどのような情報についても、秘密が守られますので安心してご相談ください。

Q.5 能登センターではどのような支援が受けられるのですか。

- A. 早期事業再開に向けたアドバイスや幅広いサポートが受けられます(原則として無料です。なお、計画策定にあたっては、一部自己負担が発生する場合があります)。
- 具体的には、ワンストップ窓口における相談や、債権買取の支援などです。

Q.6 復興相談センターではどのような方が相談に応じてくれるのですか。

- A. 復興相談センターでは、専門の知識を有した職員が、相談の内容に応じて、適宜、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士などの民間専門家と連携して対応します。

Q.7 ワンストップ窓口相談の対象になるのはどのような事業者ですか。

- A. ワンストップ窓口相談の対象となる事業者は、全ての事業者(ただし、大企業は除きます。以下「対象事業者」といいます。)です。個人事業者、小規模事業者、農業協同組合法に規定する農事組合法人、医療法に規定する医療法人及び社会福祉法に規定する社会福祉法人なども、大企業でなければこれに含まれます。

ただし、債権買取支援などの対象となるためには、七尾市・輪島市・珠洲市・志賀町・穴水町・能登町に事業所があることなど、別途の要件があります(Q18 参照)。

Q.8 個人事業主もワンストップ窓口相談の対象となりますか。

- A. 個人事業主であっても対象事業者に含まれます。

Q.9 従来の中小企業活性化協議会では対象とならない法人であっても、ワンストップ窓口相談の対象となりますか。

- A. 社会福祉法人など、中小企業活性化協議会では対象とならない法人であっても、対象事業者に含まれることがあります。

Q.10 ワンストップ窓口相談ではどのような支援を受けられるのですか。

- A. ワンストップ窓口では、相談事業者からのヒアリングなどを通じて、事業者に応じた適切な支援につながります。具体的には、債権買取支援などの支援の対象となるかの判断を行うほか、その他の支援機関が実施する支援が適切だと思われる場合には、これらの支援を紹介する場合があります。

加えて、信用保証制度や制度融資などの支援施策のご案内も実施します。

Q.11 ワンストップ窓口まで相談に伺った事実は金融機関には伝わらないのですか。

- A. 専門家は守秘義務を負っており、窓口相談の段階では金融機関にその事実を知らせることはありません。

ただし、その後の支援手続においては、必要に応じて金融機関に対して支援の意向確認などを行う場合があります。

Q.12 相談は電話などでもよいのですか。

A. 相談のお申込み(予約)は電話にて受け付けておりますので、まず電話などでお申込みください。相談の際には、原則として、実際に窓口にお越しいただく必要があります。

ただし、被災の状況などにより窓口にお越しいただくことが難しい場合などには、例外的に電話やオンライン会議などによる相談も可能です。

Q.13 復興相談センターへの初回の相談時には何が必要ですか。

A. 初回相談では、可能な限り以下の書類をご持参いただくようお願いいたします。また、以下の書類以外でも、相談事業者の業務内容に応じて必要性があると思われる書類をご持参いただければ、初回相談がスムーズに進む場合があります。

- ✓ 企業の概要がわかるもの(パンフレット、法人の登記事項証明書など)
- ✓ 足もとの資金繰りがわかるもの(資金繰り表、資金繰りの管理簿など)
- ✓ 直近3年間の財務状況がわかるもの(税務申告書、決算書など)
- ✓ 滞納公租公課の存否及び状況がわかるもの(滞納金額目録、換価の猶予許可通知書など)
- ✓ 会社が所有する不動産などの状況がわかるもの(登記事項証明書(いわゆる登記簿)、被災した不動産の現況がわかる写真など)
- ✓ 株主、債権債務関係の状況がわかるもの(借入金一覧表、株主リストなど)
- ✓ 事業形態、構造がわかるもの(主要取引先リストなど)
- ✓ 会社の体制などがわかるもの(組織図、役員一覧など)

Q.14 罹災証明書などは必要ですか。

A. 持参いただくのが望ましいですが、なくても相談自体は受けることが可能です。なお、その後の手続において、罹災証明書などが必要になる可能性があります。

Q.15 被災によって、決算書などを紛失してしまったのですが、それでも能登センターの相談や支援を受けることは可能でしょうか。

A. 可能です。決算書については、取引金融機関や税理士などが保管していると考えられますので、先方にご確認ください。

金融機関は電子データを遠隔地に隔離保管しているケースがありますので、実店舗が被災した場合であっても、決算データを保有しているケースがあります。

決算書が一切確認できない場合でも能登センターのご利用は可能ですが、災害前の業況などを詳細にヒアリングさせていただくことになり、その後の債権買取支援などに時間を要することについてはご留意ください。

Q.16 債権買取支援業務とはどのようなものですか。

A. 二重債務問題によって新規融資を受けることが困難となっている事業者について、事業計画案の策定などを支援することで、債権買受機関が金融機関が有する金融債権を買い取る判断を容易にし、新規融資を受けやすくすることを目指すものです。能登センターが行う主な業務は、以下のとおりです。

- ① 相談事業者の財務面・事業面の調査分析
- ② ①を前提とした事業計画の作成支援
- ③ ②を前提にした、対象債権の時価の算定※
- ④ ③を前提にした債権売却などについての合意形成支援
- ⑤ ④の合意を前提とした債権買受機関への買取要請

※債権の買取価格≠事業価値

Q.17 債権買受機関とはなんですか。

A. 能登センターからの買取要請を受けて債権買取を検討するファンドなどのことで、能登センターでは能登半島地震復興支援ファンド投資事業有限責任組合(以下「能登ファンド」といいます。)がこれに当たります。

Q.18 債権買取支援を受けられるのは、どのような対象事業者なのですか。

A. 原則として、以下の要件を満たす対象事業者が、債権買取支援の対象となります。

- ① 対象地域に事業所を有すること。
- ② 以下のいずれかに該当すること。
  - ✓ 事業所、事業設備、取引先などの事業基盤などが対象災害の影響を受けたことによって、経営に支障が生じている、又は生じる懸念がある。
  - ✓ 対象災害に付随する事象により売上などが減少し、経営に支障が生じている、又は生じる懸念がある。
- ③ 対象災害により収益力に比して過大な債務を背負うこととなり、債権買取による事業再生が求められていること。
- ④ 再生の可能性がないことが明らかでないこと。
- ⑤ 復興再生支援よりも債権買取支援によることが適当であること。
- ⑥ 対象災害が発生する前において、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
- ⑦ 対象債権者に対して、経営状況や財産状況に関する経営情報などを適時適切かつ誠実に開示していること。
- ⑧ 相談事業者及びその主たる債務を保証する保証人が反社会的勢力又はそれと関係のある者ではなく、そのおそれもないこと。
- ⑨ 対象債権者(特に主要債権者)などから、事業再生に必要な新規融資が行われている、又は予定されていること。

Q.19 債権買取支援を受けるには「対象地域に事業所を有する」必要がありますが、「対象地域」とはどこですか。また、本社が対象地域外にある場合も対象となるのでしょうか。

A. 七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町の3市3町が対象地域です。

また、事業所(支店、営業所など)が対象地域内にあれば、本社が対象地域外であってもこの要件に該当します。

Q.20 能登センターは、金融機関が有する金融債権の買取価格をどのように算定するのですか。

- A. 買取価格の算定は、債権買取支援基準に従い金融機関が新規融資を行うにあたっての将来見通しや能登半島地震発生前の対象事業者の業績をもとに行います。例えば、一般に時価を算定する際に行われている手法と同様に、将来期待されるキャッシュフローを予測し、その総額を一定の割引率を用いて現在価値に割り戻す手法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)に基づいた価格算定を行います。※

なお、被災地域の復興状況、対象事業者の経営環境などを勘案して、上記の算定方式を基本としつつ、合理的と判断する必要な修正・改良を、関係機関とも相談しつつ実施することも可能とします。

なお、買取価格は、対象事業者が破産手続を行った場合に金融機関が得られる回収金を上回るという経済合理性(清算価値保障原則)があることが前提となります。

※債権の買取価格≠事業価値

Q.21 能登センターに相談すれば必ず能登ファンドによる債権買取・新規融資を受けられるのですか。また、能登ファンドに債権を買い取ってもらえば必ず債権を一部カットしてもらえるのですか。

- A. 事業者によって必要な支援手法は異なりますので、まずはご相談ください。なお、能登センター自身が新規融資を行うことはなく、能登センターが金融機関からの新規融資実行を保証することはありません。

また、能登ファンドは債権買取後、買い取った債権の返済条件等を変更するなどの方法で、対象事業者の返済負担を軽減します。

例えば、債権買取後、速やかに債権の一部放棄を行う場合があります。ただし、債権放棄にあたっては、税務上の問題のほか、対象事業者の被災状況なども考慮する必要があり、これとは異なる取扱いとなる場合もあります。

Q.22 取引先が有する取引債権も能登ファンドに売却しないといけないのですか。あるいは、取引先が希望すれば能登ファンドが債権を買い取ってくれますか。

- A. 能登ファンドが買い取る債権は、金融機関が有する金融債権であって、震災の前に契約締結などがなされているものに限られます。そのため、取引先の有する債権などは買取りの対象となりません。

Q.23 債権買取支援では、支援にあたっての基準などはあるのでしょうか。

- A. 能登センターにおける債権買取支援では、債権買取支援基準が定められています。支援基準では、例えば以下のような要件が定められています。
- ✓ 事業計画の終了年度(原則として実質的な債務超過を解消する年度)における有利子負債の対キャッシュフロー比率が15倍以内となること。
  - ✓ 5年以内に営業損益が黒字となること。
  - ✓ 15年以内に債務超過が解消される見込であること。

Q.24 【金融機関の税務】(価格の適正性)

債権買取支援により能登ファンドに債権を買い取られた金融機関の税務上の取扱いはどうなりますか。

- A. 能登ファンドにより買い取られた債権の価格が税務上の時価と認められる場合において、その価格が当該債権の簿価を下回るときは、当該債権の簿価と買取価格との差額が譲渡損として損金の額に算入されます。
- 買取価格は、債権買取支援基準にしたがって算定されることとなりますが、債権買取支援基準によれば、債権の買取価格は、例えば、一般に時価を算定する際に行われている手法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)と同様の手法により算定するとされており(Q20参照)。
- 税務上の時価とは、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立する価額、すなわち客観的な交換価値をいうものと解されており、純然たる第三者間において種々の経済性を考慮して定められた取引価額は、一般に合理的なものとして是認されると考えられています。買取価格が税務上の時価と認められるかどうかは、こうしたことも十分念頭において、個々の事実関係に即し判断されることになる旨を国税庁に確認しています。

Q.25 【対象事業者(法人)の税務】

債権買受機関が額面と、事業価値から導かれる債権の客観的価値を一致させる形で債権放棄をした場合、対象事業者(法人)の課税関係はどうなりますか。

- A. 債権買取支援の手続は、具体的には中小企業活性化協議会実施基本要領別冊5「産業復興相談センター実施要領」等に規定されており、当該要領等に基づき事業計画を作成することとなります。また、事業再生に当たって債権放棄が必要と判断された場合には債権買受機関による債権放棄を前提とした事業計画が作成されることとなります。
- この債権買取支援の事業計画は、中小企業活性化協議会実施基本要領別冊2「再生支援実施要領」に基づき作成される再生計画と共通点も多く、両要領に基づく両計画において恣意性の排除及び合理性の担保という点に関して差異はないと考えられます。
- これらのことを前提とすれば、別冊5の要領等に基づき債権買取支援において作成される事業計画によって債務免除を受けた対象事業者の課税関係は、以下のものと同様に取り扱われるものと考えられます。

- ・ 対象事業者が法人である場合  
 国税庁 HP 文書回答事例「中小企業活性化協議会の「中小企業活性化協議会実施基本要領」に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」<sup>1</sup>(別冊2の要領等に基づく再生計画により債権放棄等が行われた場合)において明らかにされている債務者(法人)の課税関係
- ・ 対象事業者が個人である場合  
 国税庁 HP 文書回答事例「中小企業活性化協議会が「中小企業活性化協議会実施基本要領」に基づき実施した再生支援において作成された再生計画により個人事業者が債務免除を受けた場合の税務上の取扱いについて」<sup>2</sup>において明らかにされている債務者(個人)の課税関係

Q.26 復興再生支援とはなんですか。

- A. 能登センターが行える支援の一つで、これまで中小企業活性化協議会(支援業務部門)が行ってきた通常の再生支援(以下「通常型再生支援」といいます。)に準じるものです。震災復興の観点から、対象となる事業者の範囲が拡大されているなどの差異はありますが、大部分については通常型再生支援について定めた中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊2「再生支援実施要領」等を準用しており、手続の具体的な内容は通常型再生支援と同じです。

Q.27 復興再生支援にかかる対象事業者(法人)及び対象債権者(金融機関等)の課税関係はどうなりますか。

- A. 復興再生支援は、具体的には通常型再生支援の手続を準用する形で行われるものとされており、その限りでは通常型再生支援と同様の取扱いを受けるものと考えられます。

なお、その通常型再生支援の課税関係については、以下においてそれぞれ明らかにされていますので、そちらもご参照ください。

- ・ 対象事業者(法人)及び対象債権者(金融機関等)の課税関係  
 国税庁 HP 文書回答事例「中小企業活性化協議会の「中小企業活性化協議会実施基本要領」に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」<sup>3</sup>(別冊2の要領等に基づく再生計画により債権放棄等が行われた場合)
- ・ 対象事業者(個人事業主)の課税関係  
 国税庁 HP 文書回答事例「中小企業活性化協議会が「中小企業活性化協議会実施基本要領」に基づき実施した再生支援において作成された再生計画により個人事業者が債務免除を受けた場合の税務上の取扱いについて」<sup>4</sup>
- ・ 経営者保証に関するガイドラインを利用した保証人の課税関係  
 一般社団法人全国銀行協会「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理に係る課税関係の整理」<sup>5</sup>

<sup>1</sup> <https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/220617/index.htm>

<sup>2</sup> [https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/shotoku/250129\\_02/index.htm](https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/shotoku/250129_02/index.htm)

<sup>3</sup> <https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/220617/index.htm>

<sup>4</sup> [https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/shotoku/250129\\_02/index.htm](https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/shotoku/250129_02/index.htm)

<sup>5</sup> [https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/adr/sme/guideline\\_qa\\_taxation.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/adr/sme/guideline_qa_taxation.pdf)

Q.28 債権買取支援の完了前に、債権者が保証人(個人)に対して保証債務履行請求権の一部又は全部の免除を行った場合の課税関係はどうなりますか？

- A. 債権買取支援の完了前であり事業計画が策定される前であっても、相談事業者が期限の利益を喪失していないなどの事情に鑑みて、債権者(金融機関等)が主債務者である相談事業者から債権を回収できる見込みである場合には、国税庁 HP 文書回答事例「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等を行った債権の債務者に係る事業再生計画に基づき債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」において明らかにされている、残債務に付されている個人保証の解除を行う場合の保証人(個人)及び債権者(金融機関等)の課税関係と同様に取り扱われるものと考えられます。

以上